

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和 7 年 1 月 28 日
担 当 課	区画整理課

契約業者名・住所	昭和株式会社 松戸営業所(千葉県松戸市新松戸一丁目337番地)
工事等の名称	松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業 事業計画及び実施計画変更業務委託
工事等の場所	新松戸駅東側地区土地区画整理事業地内
種 別	測量・コンサルタント部門の土木:都市計画及び地方計画
工事等期間	令和 7 年 1 月 29 日から令和7年3月31日まで
契約金額	8, 393, 000円
工事等の概要	事業計画変更作成、実施計画変更作成
随意契約の理由	標記の委託業務(以下「業務」という。)は松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業における、事業計画及び実施計画の変更に必要な法令等手続きに係る申請書類等作成を行い、手続きを行うものです。 これまで令和2年度に「松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業換地設計等業務委託契約」を一般競争入札にて昭和株式会社と契約締結し、また令和4年3月10日付随意契約により「換地設計修正等業務委託契約」、令和4年12月9日付随意契約により「換地計画準備等業務委託」を締結しました。 本地区は全国的に例の少ない立体換地制度を活用するため、通常の区画整理事業や再開発事業とは異なる評価を行う必要があり、本業務を履行する上で制度を熟知していることが不可欠なこと、また、本委託は、「換地計画準備等業務委託」にて作成した事業計画及び実施計画をもとに変更業務を行うため、この前段となる業務を熟知している必要があります。また、他社が本業務を履行する場合、当初設計からの再検討事項が数多く発生することから、昭和株式会社が本業務の唯一の担い手であると思料されます。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、同社と随意契約するものです。